



与 勇輝 (あたい ゆうき)

法定相続情報証明制度

相続を経験された方は、その書類集めに大変ご苦労されたことをご存じと思います。平成29年5月29日法定相続情報証明書の制度がスタートし、平成30年5月から運用開始されました。また、令和6年4月1日から相続登記の義務化がスタートし、この相続情報一覧図により様々な相続登記手続きが大変便利になりました。戸籍の記載から判明する被相続人と法定相続人の情報をまとめた一覧図でその内容が正しいと法務局が証明したものです。今月のMDレポートは、この法定相続情報一覧図についてレポートします。

1 準備と必要書類

法定相続情報制度を利用できる方は（申出人）、被相続人の相続人です。司法書士等代理人に依頼することが可能です。

* 被相続人や相続人が日本国籍を有しないなど戸籍謄抄本を提出できない場合は本制度の利用はできません。

必ず用意する書類

- 被相続人の戸除籍謄本
- 被相続人の住民票の除票（取得不可の場合は、被相続人の戸籍の附票）
- 申出人（相続人の代表となって手続きを進める方）の氏名・住所を確認できる公的証明書（免許証の表裏、マイナンバーカード表裏、住民票記載事項証明書）

その他必要となる場合がある書類

- 一覧図に相続人の住所を記載する場合・・・各相続人の住民票記載事項証明書（住民票写し）
住所記載は任意であるが、手続き上（相続登記の申請、遺言書情報証明書の交付請求等）必須の記載する。
- 委任による代理人が申出手続きをする場合・・・委任状、親族の場合は、申出人と代理人が親族関係にあることがわかる戸籍謄本

2 法定相続情報一覧図の作成 [書き方は法務省ホームページ参照](#)

3 申出の記入と登記所への申し出

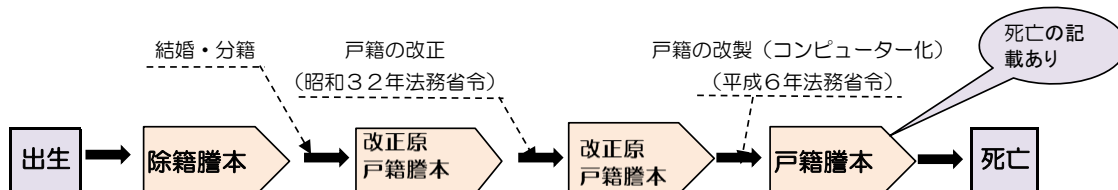
- 申請登記所
①被相続人の本籍地 ②被相続人の最後の住所地 ③申出人の住所地 ④被相続人名義の不動産の所在地
（一覧図写しの交付や申請は郵送でも可能）（窓口出向きの場合は、本人確認書類が必要）

4 再交付の受けることができる方及びその期間

- 申出書に「申出人」として氏名を記載した方。（申出人と記載されなかった場合は交付不可）
- 法定相続情報一覧図は、申出日の翌年から5年間であれば再交付を受けることができる。

5 その他参考事項

- 法務局の証明書交付手数料は無料です。
- 提出した戸籍謄本は、一覧図の写しを交付する際合わせて返却となります。
- 被相続人との続柄については、必ず戸籍に記載の続柄を記載する必要はありませんが、但し、続柄を「子」と記載し場合は、相続税の申告等においてこれを利用することができない手続きもあります。
海外に居住しているが、国籍は保有している場合は、総領事館において在留証明を取得する必要がある。
- 被相続人の出生から亡くなるまでの戸除籍謄本とは？



* 市町村役場で戸籍謄本を請求する際、相続手続きに必要なため、被相続人の出生から亡くなるまでの連続した戸除籍謄本が必要であることを伝える。